

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

令和5年度運用状況報告書



沖縄県総務部総務私学課

目 次

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし	1
2 広義及び狭義の情報公開制度	2
3 沖縄県の情報公開制度	3

II 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況	12
2 公文書の実施機関別開示請求状況	13
3 公文書開示請求の処理状況	14
4 部分開示及び不開示の内訳	14
5 不服申立ての状況	15
6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況	15
7 不服申立ての処理状況一覧	22
8 沖縄県情報公開審査会答申概要	27

III 情報提供の状況

1 行政情報センターの概要	47
2 行政情報センター等の利用状況	48
3 配架行政資料	49

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

個人情報保護制度のあらまし	50
---------------	----

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況	52
2 個人情報の実施機関別開示請求状況	53
3 口頭による情報提供実施状況	54
4 個人情報の請求処理状況	58
5 部分開示及び不開示理由の内訳	59
6 不服申立ての状況	60
7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況	61
8 不服申立ての処理状況一覧	65
9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要	67

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和 57 年 4 月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和 58 年 4 月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成 11 年 5 月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」を公布し、平成 13 年 4 月から施行されています。

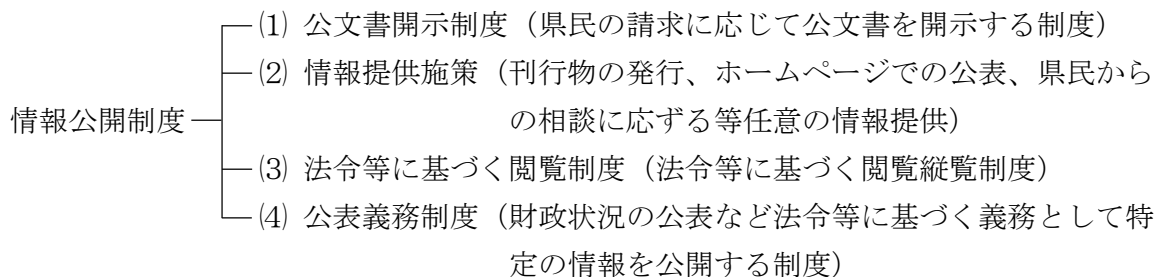
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となつて行う多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

実施機関の義務の有無 請求の有無		義務的		任意的
情報公開制度	請求によるもの	(3)法令等に基づく閲覧制度 ・関係文書閲覧及び写しの交付	(1)公文書開示制度	(2)情報提供 ・窓口での相談、案内 ・資料頒布
	請求によらないもの	(4)法令等に基づく公表義務制度 ・条例、規則の公布 ・財政状況の公表		(2)自主的な情報提供 ・刊行物の発行 ・ホームページでの公表 ・報道機関への情報提供

3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

また、令和3年4月から沖縄県立芸術大学が公立大学法人に移行することに伴い、「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に規定する改正を令和2年12月に行いました（令和3年4月1日施行。令和4年4月からは沖縄県立看護大学も公立大学法人として実施機関に該当）。

1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成 14 年 7 月 1 日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

3 条例の概要

(1) 目的（第 1 条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

(2) 実施機関（第 2 条第 1 項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の 16 機関がある。

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 |
| ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者 | ・公立大学法人沖縄県立芸術大学 |
| ・公立大学法人沖縄県立看護大学 | | |

※平成 3 年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成 10 年 12 月議会で議会提案により議会が、平成 13 年 9 月議会で公安委員会及び警察本部長が、令和 2 年 11 月議会で県が設立した地方独立行政法人が

追加された。

(3) 公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(4) 開示請求権（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(5) 開示請求の手續（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、

開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

(10) 開示請求に対する措置（第11条）

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第 4 号様式）
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第 5 号様式）
- ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第 6 号様式）
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第 7 号様式）
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第 8 号様式）

(11) 開示決定等の期限（第 12 条）

開示決定等は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大 45 日）ができる。

(12) 開示決定等の期限の特例（第 13 条）

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して 15 日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して 45 日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ウ 相当の期間（アの通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

(13) 事案の移送（第 15 条）

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第 16 条）

- ア 第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。
- イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。
- ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示

決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

(15) 開示の実施（第17条）

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する

「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと光ディスク等に複写したものなどの交付が定められている（施行規則第5条参照）。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧（ただし書）

文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、この写しに墨塗りをしたものの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整（第18条）

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書

であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

(17) 費用負担（第 19 条）

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第 20 条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問（第 21 条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

(20) 沖縄県情報公開審査会（第 23 条）

ア 第 21 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

(21) 調査審議手続の非公開（第 28 条）

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(22) 情報提供の推進（第 31 条）

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行

っている。

(23) 出資等法人の情報公開（第 33 条）

県が出資その他財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

(24) 運用状況の公表（第 37 条）

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を公表するものとする。

(25) 適用除外（第 38 条）

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

Ⅱ 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況

令和5年度における公文書の開示請求は 1,808 件であり、前年度の 1,796 件に比べ、12 件(約 0.7%)の増となっている。

特に教育委員会への開示請求が増加しており、その要因として、県立学校の入学者選抜試験等に関する開示請求が増加したことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況

(単位:件)

区 分	H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本 庁 (行政情報センター)	1,462	1,495	1,577	1,417	1,524
出 先 機 関	259	185	315	338	249
公安委員会	7	2	0	0	0
警察本部長	46	26	30	41	35
公立大学法人 県立芸術大学			0	0	0
公立大学法人 県立看護大学				0	0
合 計	1,774	1,708	1,922	1,796	1,808

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 88.3%、教育委員会 5.9%、警察本部長 1.9% となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療部が 44.7%、土木建築部が 22.9%を占めている。

表2 実施機関別の請求状況

(単位: 件)

年 度 実施機関		H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知事部局	知 事 公 室	29	33	61	55	82
	総 務 部	23	18	25	23	40
	企 画 部	13	23	24	9	20
	環 境 部	74	94	94	140	141
	子ども生活福祉部	20	30	24	30	34
	保 健 医 療 部	664	587	782	769	713
	農 林 水 産 部	228	281	177	183	167
	商 工 労 働 部	29	23	17	8	16
	文化観光スポーツ部	27	18	32	16	14
	土 木 建 築 部	420	404	445	384	366
	出 納 事 務 局	0	3	6	2	3
知事部局計		1,527	1,514	1,687	1,619	1,596
議 会		12	4	3	3	2
教 育 委 員 会		91	88	122	77	107
選 挙 管 理 委 員 会		19	16	7	8	24
人 事 委 員 会		2	0	1	0	2
監 査 委 員		2	1	2	0	0
労 働 委 員 会		1	0	0	0	0
収 用 委 員 会		1	3	1	0	2
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
企 業 局		65	49	56	39	29
病 院 事 業 局		1	5	13	9	11
公 安 委 員 会		7	2	0	0	0
警 察 本 部 長		46	26	30	41	35
公立大学法人 県立芸術大学				0	0	0
公立大学法人 県立看護大学					0	0
合 計		1,774	1,708	1,922	1,796	1,808

3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

年 度			H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
区 分							
請 求 件 数			1,774	1,708	1,922	1,796	1,808
処 理 状 況	決 定 済	開 示	972	909	964	897	806
		部 分 開 示	642	596	705	682	743
		不 開 示	33	35	44	30	31
		存否応答拒否	2	4	11	9	1
		不 存 在	216	269	341	377	427
	小 計		1,865	1,813	2,065	1,995	2,008
	取 下 げ		40	36	44	37	25
合 計			1,905	1,849	2,109	2,032	2,033

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

(単位:件)

年 度		H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
区 分						
1号 法令秘情報		6	2	3	10	5
2号 個人に関する情報		576	457	605	588	662
3号 法人等に関する情報		247	168	197	166	151
4号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)		5	7	6	14	6
5号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)		11	11	3	5	8
6号 審議、検討等に関する情報		40	29	23	30	39
7号 事務又は事業に関する情報		63	60	96	83	68
合 計		948	734	933	896	939

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあるため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

5 不服申立ての状況

令和5年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて64件あり、そのうち33件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位: 件、回)

年度	不服 申立て	取下げ 又は 却下	諮問	審議 回数 (回)	諮問に対する処理状況(内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部 認容	棄却	その他
平成31年度 (令和元年度)	27(9)	1	20(8)	11	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)
令和2年度	18(10)	1(1)	15(5)	9	5	1	0	9(5)	2	3(2)	4(3)	0
令和3年度	43(7)	2	32(7)	11	18	6(1)	0	8(6)	0	2(2)	5(3)	1(1)
令和4年度	54(33)	0	37(24)	9	14(1)	9(9)	0	14(14)	0	2(2)	12(12)	0
令和5年度	64(39)	0	33(23)	12	15(5)	10(10)	0	8(8)	0	1(1)	7(7)	0

注1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

3 令和5年度の諮問の内1件は、審査請求4件を併合したものである。

6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、令和5年度の審査会の開催回数は12回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

任期: 令和5年1月9日～令和7年1月8日(2年)

(令和6年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	
仲村 剛	弁護士	会長職務代理者
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長
三浦 毅	琉球大学准教授	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和5年4月19日	第343回	(1) 沖縄県諮問環第18号「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合の会議録、組合に対する県の事務連絡等）。」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求についての諮問に対する答申第146号の訂正について (2) 沖縄県諮問環第22号「環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている『ごみ処理基本計画策定指針』において、環境省が都道府県の『廃棄物処理計画』を市町村の『一般廃棄物処理計画』の上位計画として位置づけている理由と法的根拠が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県諮問環第23号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている熔融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた熔融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (6) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (7) 沖縄県教育委員会教育長諮問第10号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等2件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和5年5月24日	第344回	(1) 沖縄県諮問環第23号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている熔融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた熔融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について

		(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第10号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等2件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和5年6月28日	第345回	(1) 沖縄県諮問環第24号「浦添市と中城村と北中城村が平成29年度に『循環型社会形成推進地域計画』を作成したときに、県が1市2村に対して与えていた中城村北中城村清掃事務組合が所有している既存施設（青葉苑）の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第10号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等2件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和5年7月26日	第346回	(1) 沖縄県諮問環第25号「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県諮問子第15号「1945年以降入退園措置児童名簿」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県諮問子第1号「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価

		の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県諮問商第3号「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認について（起案一式）（『地域経済牽引事業計画』を含む）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和5年8月22日	第347回	(1) 沖縄県諮問環第25号「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
令和5年9月26日	第348回	(1) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県諮問農第6号「令和3年5月24日付け沖防第3213号 林地開発協議書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (3) 沖公委（捜一）第4号「平成22年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書）」に係る公文書の存在を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について
令和5年10月27日	第349回	(1) 沖縄県諮問環第25号「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第7号「平成31年度から令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起き

		たときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 10 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等 2 件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (6) 沖縄県諮問子第 1 号「『第 1 回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について (7) 沖縄県諮問土第 1 号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
令和 5 年 11 月 20 日	第 350 回	(1) 沖縄県諮問環第 25 号「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 7 号「平成 31 年度から令和 2 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県諮問農第 6 号「令和 3 年 5 月 24 日付け沖防第 3213 号 林地開発協議書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (4) 沖公委（捜一）第 4 号「平成 22 年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書）」に係る公文書の存在を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について (5) 沖公委（生保）第 80 号「2019 年 11 月以降、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収しなくなった理由に関する警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等やり取りに係る行政文書の一切」に係る公文書不存在による不開示決定 2 件に対する審査請求について (6) 沖縄県諮問環第 16 号「キャンプシュワブ第 2 ゲート以北の共同使用地（2021 年 6 月 17 日日米合同委員会承認）を含む一帯で、防衛局から提出された赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和 5 年 12 月 22 日	第 351 回	(1) 沖縄県諮問環第 26 号「沖縄県民が廃棄物処理法第 2 条の 4

		の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和6年1月22日	第352回	(1) 沖縄県諮問環第26号「沖縄県民が廃棄物処理法第2条の4の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県諮問環第17号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和6年2月20日	第353回	(1) 沖縄県諮問環第26号「沖縄県民が廃棄物処理法第2条の4の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第9号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第10号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等2件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (5) 沖縄県諮問農第6号「令和3年5月24日付け沖防第3213

		号 林地開発協議書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (6) 沖縄県諮問環第 17 号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
令和 6 年 3 月 26 日	第 354 回	(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 8 号「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について (2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 10 号「子どもの自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等 2 件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について (3) 沖縄県諮問環第 17 号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について

7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
1	R3.10.15 知事	環境整備課(沖縄 県諮問環第22号)	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.1.13 ②R5.4.24 ③答申第148号 ④棄却	①R5.5.8 ②棄却	
2	R3.10.15 知事	環境整備課(沖縄 県諮問環第23号)	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.1.13 ②R5.5.26 ③答申第149号 ④棄却	①R5.6.1 ②棄却	
3	R3.10.15 知事	環境整備課(沖縄 県諮問環第24号)	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.1.13 ②R5.6.28 ③答申第150号 ④棄却	①R5.7.12 ②棄却	
4	R3.10.15 知事	環境整備課(沖縄 県諮問環第25号)	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.1.13 ②R5.11.20 ③答申第151号 ④棄却	①R5.11.30 ②棄却	
5	R3.10.15 知事	環境整備課(沖縄 県諮問環第26号)	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.1.13 ②R6.2.20 ③答申第153号 ④棄却	①R6.3.1 ②棄却	
6	R3.11.15 知事	秘書課(沖縄県諮 問知第1号)	①R3.10.12 ②R3.10.25 ③不開示	第6号 第7号	①R4.1.17 ②R5.1.25 ③答申第145号 ④棄却	①R6.3.28 ②棄却	
7	R3.12.1 教育委員会	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第7号)	①R3.9.18 ②R3.10.5 ③不開示	第7号	①R4.3.4 ②R5.11.20 ③答申第152号 ④棄却	①R5.11.30 ②棄却	
8	R3.12.2 教育委員会	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第8号)	①R3.11.18 ②R3.11.25 ③不開示	第7号	①R4.3.4		

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
9	R3.4.26	子どもの自殺が起きたときの背 景調査における基本調査報告 書等	①R3.3.22 ②R3.4.14 ③部分開示	第2号	①R4.3.8 ②R6.3.26 ③答申第155号 ④棄却		
	教育委員会						
	県立学校教育課 (沖縄県教育委員 会教育長諮問第10 号)						
10	R3.8.11	「第1回沖縄県不当な差別的 言動に関する法制面からの専 門家を交えた準備検討会議」 議事録、議事概要等	①R3.7.16 ②R3.8.2 ③不開示、 部分開示	第6号 第7号	①R4.5.12		
	知事						
	女性力・平和推進 課(沖縄県諮問子 第1号)						
11	R3.9.17	子どもの自殺が起きたときの背 景調査における基本調査報告 書	①R3.8.10 ②R3.8.20 ③部分開示	第2号	①R4.3.8 ②R6.2.20 ③答申第154号 ④一部認容	①R6.3.19 ②一部認容	
	教育委員会						
	県立学校教育課 (沖縄県教育委員 会教育長諮問第9 号)						
12	R3.12.24	県が「第四期廃棄物処理計 画」を定めるときに、廃棄物処 理法第5条の5第3項の規定に 従って意見を聴いていた関係 市町村のうち、浦添市と中城 村と北中城村の意見の内容が 分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.12.3 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8		
	知事						
	環境整備課(沖縄 県諮問環第4号)						
13	R4.1.25	1945年以降入退園措置児童 名簿	①R3.11.13 ②R3.11.29 ③部分開示	第2号	①R4.3.11		
	知事						
	青少年・子ども家庭 課(沖縄県諮問子 第15号)						
14	R4.2.14	中城村北中城村清掃事務組 合が平成26年度から溶融炉の 運用を休止することを検討して いたときに、県が同組合に対 する防衛省の補助目的を達成 するための条件(補助対象財 産である青葉苑を使用して キャンプ瑞慶覧から排出される 「米軍ごみ」の適正な処理を行 うこと)と、同省が定めている財 産処分承認基準における補 助対象財産の所有年数だけを 根拠に補助金適正化法の規 定に基づく報告のみで溶融炉 を廃止することができるという 技術的援助を与えていた理由 と法的根拠が分かる公文書等	①R4.1.11 ②R4.1.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8		
	知事						
	環境整備課(沖縄 県諮問環第3号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
15	R4.3.25	(1)2019年11月以降、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収しなくなった理由に関する警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等やり取りに係る行政文書の一切 (2)2019年10月7日まで、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収していた理由・根拠とされる取り決めや協定などの行政文書、警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等のやり取りに係る本件の顛末が判然とする行政文書の一切	①(1)R3.12.17 (2)R4.2.4 ②(1)R4.1.18 (2)R4.2.21 ③(1)不存在による不開示 (2)不存在による不開示	第11条第2項	①R4.11.11		
	公安委員会						
	生活保安課(沖公委(生保)第80号)						
16	R4.3.25	特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申	①R4.3.3 ②R4.3.16 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.3.15		
	知事						
17	R4.4.1	沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛	①R4.2.22 ②R4.3.8 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.7.7		
	知事						
18	R4.5.16	キャンプシュワブ第2ゲート以北の共同使用地(2021年6月17日日米合同委員会承認)を含む一帯で、防衛局から提出された赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書	①R4.3.3 ②R4.4.11 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.12.5		
	知事						
19	R4.6.15	特定の企業が作成・提出した地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認について(起案一式)(『地域経済牽引事業計画』を含む)	①R4.3.24 ②R4.5.9 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.9.22		
	知事						
20	R4.8.3	廃棄物処理法第4条第1項の規定により、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な施設の整備を行うことに努めなければならないことになっているが、沖縄県の市町村が整備を行うことに努めなければならない一般廃棄物の処理施設から、最終処分場が除外されていることが分かる公文書(沖縄県に対する環境省の事務連絡の記録等を含む)	①R4.5.17 ②R4.7.4 ③不存在による不開示	条例第11条第2項	①R6.1.18		
	知事						
21	R4.8.4	令和3年5月24日付け沖防第3213号 林地開発協議書	①R4.2.15 ②R4.7.13 ③部分開示	第2号 第3号 第4号 第7号	①R4.10.19		
	知事						
	森林管理課(沖縄県諮問農第6号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
22	R4.8.8 公安委員会	平成22年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署(火災出動報告書)、火災現場検証報告書(火災原因調査報告書)	①R4.7.7 ②R4.7.25 ③存否応答拒否による不開示	第10条	①R4.10.28		
	捜査第一課(沖公委(捜一)第4号)						
23	R4.8.15 知事	特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書	①R4.6.16 ②R4.7.29 ③部分開示	第2号 第3号	①R5.1.17		
	医療政策課(沖縄県諮問保第7号)						
24	R4.8.29 知事	土砂災害防止法に基づく基礎調査(伊舎堂区域F-Gブロックの基礎調査の成果)	①R4.7.28 ②R4.8.12 ③開示	-	①R5.4.7		
	海岸防災課(沖縄県諮問土第1号)						
25	R4.2.15(2件) R4.10.24(2件) 知事	辺野古新基地建設事業の設計変更申請書に関して、沖縄県から防衛局に出した質問書と、それに対する防衛局の回答。また、同申請書について、防衛局と県の間でかわされた全ての文書	①(1)R3.11.26 (2)R4.7.11 ②(1)R4.1.24 (2)R4.1.24 ③(1)部分開示、不開示 (2)部分開示、不開示	第7号	①R5.3.17		
	海岸防災課(沖縄県諮問土第18号)						
26	R4.12.19 知事	沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報	①R4.8.10 ②R4.8.23 ③開示	-	①R4.12.19		
	環境整備課(沖縄県諮問環第17号)						
27	R4.12.22 知事	伊平屋村が県に対して行った自主返還の申出に対し、県が行った内閣府沖縄総合事務局及び伊平屋村との調整、協議、対応その他これらに準じる一切の行為に係る会議、打合せ、連絡、報告その他これらに準じる一切の行為(以下「会議等」という。)に関し、会議等の日程・場所・出席者・内容、会議等に係る上司等への報告及びその他会議等に関する一切の文書が記載された行政文書	①R4.10.26 ②R4.12.9 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.6.29		
	漁港漁場課(沖縄県諮問農第4号)						
28	R5.3.28 教育委員会	令和4年度実施管理職候補者選考試験実施要領等	①R4.1.9 ②(1)R5.1.27 (2)R5.1.27 ③(1)部分開示 (2)不存在による不開示	(1)7号 (2)第11条第2項	①R5.6.7		
	学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第1号)						
29	R5.3.31 知事	沖縄県が、関係市町村に対し、補助金事務の適正化を図るため開催した説明会で使用したスライドに記載されていた「※メールのやりとりについては、村担当者と県担当者のメールを全て打ち出し、内容の確認を行っている」との内容に関する当該打ち出しされたメール文書	①R5.2.14 ②R5.3.29 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.6.29		
	漁港漁場課(沖縄県諮問農第3号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
30	R5.4.14	事業主体「伊平屋村」、事業名 「漁村地域整備交付金」、地区 名「伊平屋」の繰越ヒアリング に係る「④ヒアリングの内容及 び結果を記録した文書」及び ⑤ヒアリングの内容及び結果 等を上司等に報告した報告文 書及び決裁文書(添付等資料 を含む)」	①R5.2.14 ②R5.3.29 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R5.7.21		
	知事						
	漁港漁場課(沖縄 県諮問農第6号)						
31	R5.4.23	特定個人の「死体検案書」	①R5.2.15 ②R5.3.6 ③存否を明らか にしない不開示	第10条	①R5.8.25		
	公安委員会 広報相談課(沖公 委(捜一)第6号)						
32	R5.5.15	近隣トラブルにおいて迷惑通 報もしくは嫌がらせ通報などを 一方当事者から受けて警察官 が臨場した時の対応対処要領 を示した内部文書等	①R5.4.5 ②R5.4.26 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R5.8.18		
	公安委員会 広報相談課(沖公 委(地)第123号)						
33	R5.6.23	令和4年度ノネコ等対策事業 に係る委託業務実績報告書	①R5.5.2 ②R5.6.14 ③部分開示	3号	①R5.10.31		
	知事 自然保護課(沖縄 県諮問環第7号)						
34	R5.12.16	平成30年度第1回医師労組団 体交渉議事録(11月)等	①R5.11.22 ②R5.12.1 ③不開示	7号	①R6.2.27		
	病院事業局 病院事業総務課 (病総第587号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号: 法令秘情報

第2号: 個人に関する情報

第3号: 法人等に関する情報

第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)

第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)

第6号: 審議・検討等に関する情報

第7号: 事務又は事業に関する情報

8 沖縄県情報公開審査会答申概要

沖縄県情報公開審査会答申第 148 号 概要

①件名	「環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている『ごみ処理基本計画策定指針』において、環境省が都道府県の『廃棄物処理計画』を市町村の『一般廃棄物処理計画』の上位計画として位置付けている理由と法的根拠が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 9 月 10 日（令和 3 年 9 月 13 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 9 月 27 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 10 月 15 日（令和 3 年 10 月 18 日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	都道府県が市町村に対して「ごみ処理基本計画策定指針」の周知を徹底して適切な指導を行うためには、同指針において都道府県が定めている「廃棄物処理計画」が市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」の上位計画として位置付けられている理由と法的根拠を市町村に対して説明しなければならないため。
⑩諮問年月日	令和 4 年 1 月 13 日（令和 4 年 1 月 14 日收受）
⑪答申年月日	令和 5 年 4 月 24 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 1 各計画の性格と関係性について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定により、「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされ、同法第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされている。 （1） ごみ処理基本計画策定指針における一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針では、「一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」とし、また、「一般廃棄物処理計画は、市町村が策定するものであるが、特に市町村の区域を越えて広域的な処理の計画の策定等を必要とする場合においては、関係市町村からの要請等に応じて、都道府県は廃棄物処理計画に基づき技術的援助を適宜行いながら、市町村間の調整に協力すべきである。」としている。

なお、「廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないが、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。」としている。

(2) 沖縄県廃棄物処理計画の性格と位置付け

第四期沖縄県廃棄物処理計画（以下、「第四期計画」という。）では、第四期計画を「本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正に関する基本的な方向を定め、県民、事業者、及び行政が一体となって取り組みを進めるための指針となるもの」とし、また、「県が定めた上位計画である沖縄県環境基本計画や廃棄物に関連する各種計画との整合性を保ちつつ推進するもの」としている。

併せて、第四期計画は、「市町村が定める一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画」としている。

さらに、第四期計画では、市町村は、廃棄物処理計画の考え方や目的に即した一般廃棄物処理計画を策定するとともに、毎年度のごみ処理実績等を県へ報告することとし、県は、当該報告を基に本計画で定めた一般廃棄物に係る目標の進捗状況や各種施策の効果等を把握するため、これまで以上に市町村との情報交換を密接に行うこととしている。

なお、第四期計画の後継となる第五期沖縄県廃棄物処理計画においても、県の廃棄物処理計画と市町村の一般廃棄物処理計画の関係は、基本的に第四期計画の内容と同様となっている。

2 本件請求文書の存否について

審査会において上記国の指針及び県の計画を確認したところ、廃棄物処理計画を一般廃棄物処理計画の上位計画と位置付けている記述は確認できなかった。さらに、実施機関に対し、本件請求に関する廃棄物処理計画が一般廃棄物処理計画の上位計画として位置付けられている文書の有無について確認したところ、もともと廃棄物処理計画は一般廃棄物処理計画の上位計画として位置付けられておらず、対象文書を保有していないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 149 号 概要

①件名	「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている溶融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた溶融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書。」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年9月10日（令和3年9月13日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和3年9月27日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和3年10月15日（令和3年10月18日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	県は、組合に対して、組合に適用される防衛施設周辺環境整備法と補助金適正化法の規定及び組合が所有している補助対象財産に適用される防衛省の財産処分の承認基準を無視して技術的援助を与えることはできないため。また、組合は、県の技術的援助に従って溶融炉の運用を休止することを決断しているため。そして、県は組合に対して溶融炉の再稼働を求めているため。
⑩諮問年月日	令和4年1月13日（令和4年1月14日收受）
⑪答申年月日	令和5年5月26日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることが定められている。 上記規定を踏まえ、審査会は実施機関に対し、技術的援助の具体的な内容及び本件請求文書の存否について確認した。 実施機関の説明によると、技術的援助は、上記規定に基づく、市町村の一般廃棄物処理事業が円滑に実施されるための技術的な援助であり、具体的には、環境省からの通知、事務連絡等の周知、市町村から県としての見解を求められた場合や照会等がなされた場合に、県が法令を踏まえた回答や助言等を当該市町村に行うものということであった。

本件請求に係る中城村北中城村清掃事務組合の溶融炉は、防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の運用の休止や廃止等の手続きは、県ではなく、沖縄防衛局と同組合において直接やりとりを行い、財産処分に関しても防衛省が判断することになっており、当該施設の財産処分に関し、県が技術的援助を与えたという記録はないということであった。

また、審査請求人が、平成25年度に県と同組合の話し合いを行った記録を保有していることについて、県は同組合と話し合いを行った事実はあるが、その際に県が、県として財産処分に関する技術的援助を行ったという記録や文書は保有していないため、本件請求に該当する文書は不存在であるということであった。

審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、その説明を求めたところ、実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 150 号 概要

①件名	「浦添市と中城村と北中城村が平成29年度に『循環型社会形成推進地域計画』を作成したときに、県が1市2村に対して与えていた中城村北中城村清掃事務組合が所有している既存施設（青葉苑）の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和3年9月10日（令和3年9月13日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和3年9月27日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和3年10月15日（令和3年10月18日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	浦添市と中城村と北中城村は、浦添市エリアの既存施設（浦添市クリーンセンター）と中城村・北中城村エリアの既存施設（青葉苑）を集約化する前提で「循環型社会形成推進地域計画」を作成しているため。また、県は、1市2村に対して中城村・北中城村エリアの既存施設（青葉苑）に適用される防衛省の財産処分の承認基準における補助対象財産の経過年数（補助事業者が補助目的のために事業を実施した年数）を無視して技術的援助を与えることはできないため。
⑩諮問年月日	令和4年1月13日（令和4年1月14日收受）
⑪答申年月日	令和5年6月28日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることが定められている。 上記規定を踏まえ、審査会は実施機関に対し、技術的援助の具体的な内容及び本件請求文書の存否について確認した。 実施機関の説明によると、技術的援助は、上記規定に基づく、市町村の一般廃棄物処理事業が円滑に実施されるための技術的な援助であり、具体的に

は、環境省からの通知、事務連絡等の周知、市町村から県としての見解を求められた場合や照会等がなされた場合に、県が法令を踏まえた回答や助言等を当該市町村に行うものということであった。

本件請求に係る中城村北中城村清掃事務組合が所有する青葉苑は、防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の財産処分の手続きは、県ではなく、沖縄防衛局と同組合において直接やりとりを行い、財産処分に関する判断も防衛省が行うことになっており、「浦添市・中城村・北中城村地域 循環型社会形成推進地域計画」が作成された平成29年度において、当該施設の財産処分に関し、県が技術的援助を与えたという記録はないということであった。

審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、その説明を求めたところ、実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 151 号 概要

①件名	「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の結果が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 9 月 10 日（令和 3 年 9 月 13 日収受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 9 月 27 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 10 月 15 日（令和 3 年 10 月 18 日収受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	補助金適正化法第 6 条第 1 項の規定により、環境大臣は交付金交付申請書の審査に当たって交付金交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかを調査しなければならないことになっているため。また、環境省は循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において、都道府県知事に対して交付金交付申請書に対する審査を委託しているため。
⑩諮問年月日	令和 4 年 1 月 13 日（令和 4 年 1 月 14 日収受）
⑪答申年月日	令和 5 年 11 月 20 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて告示した平成 18 年 2 月 21 日環境省告示第 55 号において、都道府県は、循環型社会形成推進交付金について、補助金適正化法第 6 条第 1 項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行うこととされている。 「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室、令和 3 年 3 月 31 日付け事務連絡）においては、循環型社会形成推進交付金の交付申請について、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）

）に基づいて行うものとされている。

取扱要領には、「所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2『交付金交付申請報告書』を環境大臣に提出すること。」と定められている。

また、当該環境省の事務連絡では、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に基づき、各都道府県担当者において、交付申請書の内容確認を適切に行うこととされている。

実施機関の説明によると、県は、浦添市が作成した循環型社会形成推進交付金交付申請書の内容が交付要綱及び取扱要領における交付要件等を満たしていること、また交付対象事業が「浦添市・中城村・北中城村地域循環型社会形成推進地域計画」に位置づけられている事業であり、同地域計画における事業目的及び内容と同一であることを確認しているということであった。

また、県はチェックリストを活用し、交付対象事業の金額の算定に誤りがないかどうか、同申請書の記載事項に不備がないかどうかを審査し、適正であることを確認しているということであった。

チェックリストについては、実施機関は審査請求人が求めている公文書には該当しないと判断し、審査請求人においてもこの判断は妥当であるとしているところ、審査会においても改めて、チェックリストの性格について確認する必要があると考え、実施機関に対し、説明を求めた。実施機関からは、チェックリストは審査事務を補完するための文書であり、調査の結果が分かる公文書ではないことから、本件請求文書には該当しないとの説明があり、審査会においても実施機関の説明のとおりであることを確認した。

さらに、補助金適正化法第6条第1項の規定に基づく「現地調査等」に係る文書の保有について実施機関に確認を行った。

実施機関の説明によると、当該交付金の交付事務に当たっては、取扱要領に基づき、基本的には交付申請書の書面審査を行っており、書面審査中に疑義が生じ、かつ現地確認が必要な場合には、書面審査と併せて現地調査等を行うこととしているが、本件においては、現地調査等を行っていないことから、現地調査等に係る公文書についても存在しないということであった。

実施機関の説明のとおり、補助金適正化法第6条第1項では、交付申請があった際に行う調査の方法として、「申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等」と規定されている。同規定に従って行う、交付申請に係る県の事務において、必ずしもすべての申請に係る交付対象事業について現地調査等を行う必要があるとは認められないことから、実施機関が本件に係る交付申請の審査事務において現地調査等を行っておらず、本件請求文書を保有していないとの説明について、特段不合理な点は認められない。

審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、

	その説明を求めたところ、実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。 以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。
--	--

沖縄県情報公開審査会答申第 152 号 概要

①件名	「令和 2 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験の全試験別の最終合格者の年齢幅」等 3 件に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 9 月 18 日（令和 3 年 9 月 21 日収受）
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（教育庁学校人事課）
④決定年月日	令和 3 年 10 月 5 日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 7 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 12 月 1 日（令和 3 年 12 月 2 日収受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	当該請求内容は、管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅である。平成 17 年度から平成 30 年度までの沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅は、現在も公開されており、このことは、学校管理職選考の適切な遂行に支障を及ぼしていない。平成 31 年度分以降について公開しないことに正当な理由はない。
⑩諮問年月日	令和 4 年 3 月 4 日（令和 4 年 3 月 7 日収受）
⑪答申年月日	令和 5 年 11 月 20 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 1 公文書の特定について 実施機関は、本件請求文書について、平成 30 年度から令和 2 年度実施の「管理職候補者選考試験判定会議資料」を対象文書として特定した上で不開示決定を行っている。 しかし、実施機関は弁明書において、年齢幅に関する資料として「令和 3 年度実施管理職候補者選考試験最終合格者平均年齢等」（以下「情報提供文書」という。）を審査請求人に情報提供として交付することとしている。 審査会では、これらの状況を踏まえ、開示請求時において、情報提供文書は存在していなかったのか、特定文書以外に年齢幅が記載された文書は存在していなかったのか、本件処分において実施機関の文書の特定が妥当であったか確認を行った。 実施機関に確認を行ったところ、情報提供文書は審査請求後に作成された資料であり、開示請求時において特定文書の他に当該試験の合格者に係る年齢幅が分かる資料は作成、保有していなかったとのことであった。 したがって、本件請求に係る文書の特定については妥当であったと判断す

る。

2 本件公文書の不開示理由妥当性について

実施機関は、本件公文書は、管理職候補者選考試験の合否判定に関わる資料であり、公にすると、学校管理職選考試験の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第7号に該当することを根拠に不開示としている。

また、審査会から実施機関に、不開示の根拠は上記規定のどの条文に該当するか確認したところ、同号の柱書ア及びエに該当するという説明であった。

(1) 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定している。また、例示として同号柱書アでは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、同号柱書エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

(2) 条例第7条第7号該当性について

実施機関の説明によると、本件公文書を公にすると、具体的な選考方法や方針、評価項目が明らかになり、評価者の特定に繋がることにより、評価者が適切な判定を行うことが難しくなる等、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第7条第7号柱書アに該当するということであった。また、同様に、評価者が適切な判定を行うことが難しくなることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、同号柱書エに該当するということであった。

審査会において本件公文書を確認したところ、当該文書には、管理職候補者選考試験の受験者の氏名や性別、年齢、所属のほか、試験の項目ごとの配点、合否、順位等が記載されている。一般の職員採用試験等とは異なり、管理職選考試験のような内部試験に関する文書は、通常、公開されることが予定されているものではないと考えられる。また、これらの情報を公にすることにより、試験に係る事務に関し「正確な事実の把握を困難にするおそれ」があり、さらに、人事管理に係る事務に関し「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると認められる。

また、審査請求人は「管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅」の開示を求めていることから、審査会において、条例第8条に基づく部分開示の可否について検討する。審査会から実施機関に対し、年齢幅が分かる部分のみの開示の可否について確認したところ、合格者の最高年齢及び最低年齢の部分のみを開示した場合、受験者が少ない校種では個人の識別に繋がったり、合否の順

	位等が明らかになったりする等の支障が生じるとのことであった。審査会において本件公文書を確認したところ、実施機関の説明は妥当であり、本件公文書について、部分開示の余地はないと認められる。 よって、本件公文書について、全部不開示とした実施機関の判断は妥当である。 以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。
--	--

沖縄県情報公開審査会答申第 153 号 概要

①件名	「沖縄県民が廃棄物処理法第 2 条の 4 の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求 年月日	令和 3 年 9 月 10 日（令和 3 年 9 月 13 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 3 年 9 月 27 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書は存在しておらず、保有していない。
⑦審査請求年 月日	令和 3 年 10 月 15 日（令和 3 年 10 月 18 日收受）
⑧審査請求の 趣旨(要旨)	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の 理由(要旨)	都道府県の第一号法定受託事務として、市町村に対する環境省の循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている県が必ず作成又は取得していなければならない公文書になるため。また、県は環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に即して県の「廃棄物処理計画」を定めているため。
⑩諮問年月日	令和 4 年 1 月 13 日（令和 4 年 1 月 14 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 2 月 20 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。 ○審査会の判断 審査請求人は、沖縄県民が当該規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書の開示を求めているが、実施機関は、審査請求人が求める本件請求文書は保有していないことを理由に、不存在による不開示決定を行っている。 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 廃棄物処理法第 2 条の 4 は、国民の責務として、国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないことを規定している。 同法第 5 条の 2 第 1 項は「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」と規定している。また、同条第 2 項では基本方針に掲げる事項の一つとして、同項第 3 号に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」を掲げている。

これを踏まえ、審査会は、開示請求当時の基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日付環境省告示第7号）の内容を確認した。

基本方針の「三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」の「施策の基本的枠組み」では、「廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である」とされている。これに関し、国民の役割については、「国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。」とされている。

審査会が審査を進める中で、実施機関に対し、当該基本方針の性質として、基本方針自体が審査請求人の求める本件請求文書に該当する余地はあるのか確認したところ、当該基本方針は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向づけ（基本方針）を定めたものであり、国の施策の概要を定めたものではなく、審査請求人が求める文書には該当しないとのことであった。

なお、当該基本方針は告示として官報に登載され、公表されている旨の説明が実施機関からあり、審査会においても当該基本方針が告示され、一般に公表されていることを確認した。

さらに、審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、あらためてその説明を求めたところ、実施機関は本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとのことであった。

上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 154 号 概要

①件名	「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 8 月 10 日（令和 3 年 8 月 11 日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（県立学校教育課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 20 日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 2 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 12 月 1 日（令和 3 年 12 月 2 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」の非開示をできる限り削減することを求める。少なくとも特定教諭の氏名は懲戒処分によって公開されている。
⑨審査請求の理由(要旨)	教育庁は、沖縄県情報公開条例第 1 条の目的を理解し、県民の参加と監視を拒む秘密主義・独善主義の教育行政が、県民である高校生を自死に追い込んだ謝罪と反省の態度を示すべきである。
⑩諮問年月日	令和 4 年 3 月 8 日（同日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 2 月 20 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした、「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」のうち、特定教諭の氏名については、開示すべきである。 ○審査会の判断 審査会は、本件公文書が、特定の高校が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」及びその添付資料であることを確認した上で、実施機関に対し、本件公文書の開示不開示の判断理由について説明を求めた。実施機関は、不開示部分の不開示根拠として条例第 7 条第 2 号を掲げている。さらに、本件開示内容については、文部科学省の指針に基づき、遺族及び学校関係者と調整を行いながら決定したということであった。 1 条例第 7 条第 2 号について 条例第 7 条第 2 号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定しており、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人

に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

同号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、不開示情報から除外することを定めている。ただし、公務員等の氏名については、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものについては、個人情報として保護することとしたものである。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名・生年月日・出席状況・成績・部員に関する情報）、部活動の特定に繋がる情報、生徒に対するアンケート調査内容について条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断している。

審査会において、本件公文書を確認したところ、当該公文書のうち、生徒氏名、生年月日は特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当する。また、生徒の出席状況や成績、学校名、部活動の特定に繋がる情報等については、その記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができない情報であっても、当該情報に含まれる複数の記述等の組み合わせにより特定の個人が識別されうる情報であり、生徒や職員への聞き取り調査の内容については、関係者が有する特定の事案に対し見聞きした体験に関する証言で、特定の個人と密接に結びつき極めて個人的な事柄に属する情報である。これらの情報は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、「個人に関する情報」を規定する同号の不開示情報に該当すると認められる。

審査請求人は、少なくとも特定教諭の氏名は懲戒処分によって公開されていると主張し、教諭氏名の開示を求めている。

これに対し実施機関は、特定教諭の氏名を開示することで生徒の学校名や部活動の特定に繋がり、他の情報との照合により生徒個人が識別されうる可能性が否定できないことを理由に不開示とする必要があるとしている。また、懲戒免職処分による公表をもって直ちに当該教諭の氏名を開示すべきと判断することはできないという説明であった。

審査会において当該教諭の氏名の開示の可否について検討したところ、実施機関の説明を踏まえてもなお、特定教諭の氏名については、開示決定時にすでに懲戒免職処分により公表されており、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し開示が妥当である。

3 その他、文部科学省指針の運用について

実施機関からの説明によると、本件公文書の部分開示の判断に当たっては、文部科学省指針に基づき、遺族に聞き取りを行い、遺族の意向も最大限に尊重した上で判断したということであった。

文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「背景調査に当たっては、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要であることに留意し、場面に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討」することとしている。また、「調査報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める」ことや、「報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する」こととしている。

実施機関は、開示前に遺族及び学校関係者と調整しながら丁寧に対応してきたということであった。

特定教諭の氏名を除き、その他実施機関の説明に不合理な点はなく、本件公文書について、部分開示とした実施機関の判断は概ね妥当であると認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

本件処分においては、本件公文書中、同一の情報について、開示した箇所と不開示とした箇所が確認できた。

今後、実施機関における公文書の開示不開示の決定に当たっては、条例第7条各号に定める不開示情報の慎重な取扱いと、統一的な判断を求める。

沖縄県情報公開審査会答申第 155 号 概要

①件名	「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」等 2 件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求 年月日	令和 3 年 3 月 22 日（同日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（県立学校教育課）
④決定年月日	令和 3 年 4 月 14 日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 2 号に該当
⑦審査請求年 月日	令和 3 年 4 月 26 日（令和 3 年 5 月 12 日收受）
⑧審査請求の 趣旨(要旨)	部分開示を取り消し、公文書の開示を求める。 （氏名、生年月日以外の情報）
⑨審査請求の 理由(要旨)	第三者の証言がほとんど黒塗りにされているため、起こった事実が明らかにできない。
⑩諮問年月日	令和 4 年 3 月 8 日（同日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 3 月 26 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、結論において妥当である。 ○審査会の判断 審査会は、本件公文書が、特定の高校が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」とその添付資料及び県教育委員会が委嘱した第三者調査委員がとりまとめた「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」であることを確認した上で、実施機関に対し、本件公文書の開示不開示の判断理由について説明を求めた。実施機関は、不開示部分の不開示根拠として条例第 7 条第 2 号を掲げている。さらに、本件開示内容については、文部科学省の指針に基づき、遺族及び学校関係者と調整を行いながら決定したとのことであった。 1 条例第 7 条第 2 号について 条例第 7 条第 2 号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定しており、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含ま

れるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にしなければならない場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

同号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、不開示情報から除外することを定めている。ただし、公務員等の氏名については、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものについては、個人情報として保護することとしたものである。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書の「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」のうち、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名・生年月日・出席状況・成績・部員に関する情報）、部活動の特定に繋がる情報、生徒に対するアンケート調査内容について条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断している。また、本件公文書の「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」のうち、学校の特定に繋がる情報、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名）、部活動の特定に繋がる情報についても、同規定の不開示情報に該当すると判断している。

審査会において、本件公文書を確認したところ、当該公文書のうち、生徒氏名、生年月日は特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当する。また、生徒の出席状況や成績、学校名、部活動の特定に繋がる情報等については、その記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができない情報であっても、当該情報に含まれる複数の記述等の組み合わせにより特定の個人が識別されうる情報であり、生徒や職員への聞き取り調査の内容については、関係者が有する特定の事案に

対し見聞きした体験に関する証言で、特定の個人と密接に結びつき極めて個人的な事柄に属する情報である。これらの情報は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、「個人に関する情報」を規定する同号の不開示情報に該当すると認められる。

3 その他、文部科学省指針の運用について

実施機関からの説明によると、本件公文書の部分開示の判断に当たっては、文部科学省指針に基づき、遺族に聞き取りを行い、遺族の意向も最大限に尊重した上で判断したということであった。

文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「背景調査に当たっては、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要であることに留意し、場面に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討」することとしている。また、「調査報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める」ことや、「報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する」こととしている。

実施機関は、開示前に遺族及び学校関係者と調整しながら丁寧に対応してきたということであった。

実施機関の説明に不合理な点はなく、本件公文書について、部分開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

(付言1)

本件処分においては、本件公文書中、同一の情報について、開示した箇所と不開示とした箇所が確認できた。

今後、実施機関における公文書の開示不開示の決定に当たっては、条例第7条各号に定める不開示情報の慎重な取扱いと、統一的な判断を求める。

(付言2)

本県における情報公開制度では、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の基準時は、開示決定等の時点としている。

本件同様「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」の開示が求められた過去の事案において、当審査会は答申第154号で、特定教諭の氏名は開示が妥当であると判断しているが、これは、当該事案の開示決定等の時点において、特定教諭の懲戒免職処分の公表により、既に教諭の氏名が公表されていたことから、当該情報は条例第7条第2号ただし書アの公にされている情報に該当すると判断したものである。

本件においては、開示決定時に特定教諭の氏名は公表されていないことから、不開示とするのが妥当であると判断した。

Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたりるとともに、行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

1 行政情報センターの概要（令和6年3月31日現在）

(1) 行政資料……………18,589点（内訳は表2参照）

(2) 面積……………254 m²

(3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口

(4) 配架新聞……………琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞

八重山毎日新聞、日本経済新聞

(5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚

(6) ビデオ等コーナー……………ビデオ15本、CD-R161枚（資料付録は含まず）、

CD3枚、DVD92枚、カセット0本

テーブル2台、椅子8脚

(7) コピーコーナー……………コイン式

〈平成13年11月料金改定〉

（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉

カラー 80円〈A3版〉

50円〈A4、B4、B5版〉）

(8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	令和	令和	令和	令和
		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
本庁（行政情報センター）	利 用 者	6,621	3,940	3,623	3,508	3,813
	コピ ー サービス	26,512	16,682	15,036	21,444	16,123
（宮古行政情報コーナー）	利 用 者	20	32	26	21	17
（八重山行政情報コーナー）	利 用 者	11	20	17	29	11
計	利 用 者	6,652	3,992	3,666	3,558	3,841
	コピ ー サービス	26,512	16,682	15,036	21,444	16,123

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和6年3月31日現在)

分 類 名	内 容	点 数
総 記	年鑑・名鑑・基地関係	1,307
人 口 ・ 土 地	人口・土地利用対策基本計画	293
行 政	行政計画・財政・税制	3,882
法 令	判例体系・現行法規総攬	80
国 際 交 流	国際交流全般・移民関係	225
経 済	経済政策・金融	701
防 災 ・ 安 全	消防・災害・交通安全	331
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	234
運 輸 ・ 通 信	陸（海）運・航空・情報通信	144
建 設	道路・都市計画・河川・港湾	757
生 活	消費生活	256
社 会 福 祉	福祉全般・社会保険	944
自 然 ・ 環 境	気象・公害・自然保護	761
健 康 ・ 医 療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,099
農 林 水 産 業	農林水産業全般・ミバエ	2,271
商 工 業	商工業全般・リゾート・観光	1,292
労 働	雇用・賃金・職業訓練	803
教 育 ・ 文 化	学校教育・社会教育・イベント	2,508
統 計	各種統計	430
そ の 他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	271
合 計		18,589

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

改正後の条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり、全面施行されました。

以降の改正経緯

- (1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。
- (2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請求」であったものが「審査請求」に一元化）されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正（平成28年4月1日施行）。
- (3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正（平成29年5月30日施行）。
- (4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号等）が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正（平成29年7月25日施行）。

- (5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正（平成31年7月1日施行）。
- (6) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人を実施機関として新たに加えるため、令和2年12月に条例を改正（令和3年4月1日施行）。

なお、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、従来、地方公共団体がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日からは全国で共通の制度が導入されることになりました。

沖縄県では、この令和3年の法改正に対応するため、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要となる事項を定める「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）」を制定し、「沖縄県個人情報保護条例」を廃止しました（令和5年4月1日施行）。

令和5年度から適用される「個人情報の保護に関する法律」においては、保有個人情報の開示請求は書面を提出して行うことと規定されており、これまで「沖縄県個人情報保護条例」第26条に基づき行っていた試験結果等の口頭開示請求は認められないため、各実施機関で定めていた「口頭により開示請求することができる保有個人情報」の告示も廃止されました。

これまで当該規定により行っていた口頭開示請求による試験の成績（得点、順位）等の本人への開示については、保有個人情報の利用目的内での提供や、利用目的外の提供（本人の同意がある場合又は本人に提供する場合（ただし、当該提供が本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合を除く。））に該当する場合に限り、申請者本人へ当該保有個人情報を提供することとしました。

また、廃止する「沖縄県個人情報保護条例」に規定する沖縄県個人情報保護審査会を引き続き設置するため、「沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和4年沖縄県条例第55号）」を制定しました（令和5年4月1日施行）。

「個人情報の保護に関する法律施行条例」では、法が条例に委任した事項や、県の内部手続き等について規定しています。

（主な内容）

- (1) 開示請求における不開示情報の範囲
- (2) 開示決定等の期限
- (3) 開示請求に係る手数料
- (4) 行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料
- (5) 個人情報保護審査会への諮問
- (6) 運用状況の公表

Ⅱ 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況

令和5年度における開示請求は、前年に比べて91%減の140件であった。なお、個人情報の保護に関する法律の施行により、口頭による開示請求は廃止された。

表1 個人情報の開示等の受付状況

(単位：件)

区 分		開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	苦情相談 (事業者)
		文書	口頭	計				
平成 31 年度 (令和元年度)	本庁 行政情報センター	54	1,337	1,391	0	0	2	2
	出先機関	98	1,150	1,248	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	120	－	120	2	0	0	0
	合 計	272	2,487	2,759	2	0	2	2
令和 2 年度	本庁 行政情報センター	42	1,551	1,593	0	0	0	0
	出先機関	47	908	955	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	121	－	121	0	0	0	0
	合 計	210	2,459	2,669	0	0	0	0
令和 3 年度	本庁 行政情報センター	117	833	950	0	0	1	2
	出先機関	53	411	464	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	71	－	71	1	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	0	67	67	0	0	0	0
	合 計	241	1,311	1,552	1	0	1	2
令和 4 年度	本庁 行政情報センター	59	737	796	0	0	1	3
	出先機関	32	600	632	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	58	－	58	0	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	3	43	46	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	2	27	29	0	0	0	0
	合 計	154	1,407	1,561	0	0	1	3
令和 5 年度	本庁 行政情報センター	35		35	0	0	0	2
	出先機関	16		16	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	88		88	1	1	2	0
	公立大学法人 県立芸術大学	1		1	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	0		0	0	0	0	0
	合 計	140		140	1	1	2	2

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、警察本部長の87件が最も多く請求全体の62.1%を占め、次いで子ども生活福祉部の18件で請求全体の12.9%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

区分 実施機関		平成31年度（令和元年度）			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
知事	知事公室				1		1				4		4			
	総務部	6		6	2	1	3	10	1	11				1		1
	企画部	3		3	1		1		1	1	1		1			
	環境部	1	3	4	1	4	5	2	4	6	4		4	2		2
	子ども生活福祉部	26		26	15		15	27		27	22		22	18		18
	保健医療部	90	102	192	39	46	85	45	46	91	21	35	56	8		8
	農林水産部				1		1	1	40	41	1		1			
	商工労働部		18	18	1	9	10		15	15		11	11			
	文化観光スポーツ部	1	64	65		13	13									
	土木建築部	10		10	4		4	7		7	4		4	1		1
	出納事務局							1		1				1		1
	小計	137	187	324	65	73	138	93	107	200	57	46	103	31		31
市	教育委員会	3	1,029	1,032	5	889	894	10	408	418	6	599	605	3		3
	選挙管理委員会										1		1			
	人事委員会	10	1,267	1,277	17	1,491	1,508	58	724	782	23	687	710	16		16
	監査委員							1		1						
	労働委員会	1		1							1		1			
	収用委員会				2		2				2		2	1		1
	海区漁業調整委員会															
	内水面漁場管理委員会															
	公営企業者の管理															
	病院事業者の管理	1	4	5		6	6	8	5	13	1	5	6			
	公安委員会	6		6	10		10							1		1
	警察本部長	114		114	111		111	71		71	58		58	87		87
	公立大学法人 県立芸術大学										3	43	46	1		1
	公立大学法人 県立看護大学										2	27	29			
	合計	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561	140		140

3 口頭による情報提供実施状況

表3 口頭による試験等結果情報提供実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R5)	提供実施期間	提供件数
	提供した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	一次試験及び二次試験	0
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課	合格発表の日から1年	
2	行政書士試験	企画部	令和5年4月1日 ～	0
	総合得点	市町村課	令和6年3月31日	
3	狩猟免許試験	環境部	令和5年9月27日 ～	6
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課	令和5年10月31日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	令和5年9月25日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和5年10月24日	
5	調理師試験	保健医療部	令和5年5月25日 ～	4
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和5年6月21日	
6	ふぐ処理師試験	保健医療部	令和 年 月 日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和 年 月 日	
7	製菓衛生師試験	保健医療部	令和5年5月25日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和5年6月21日	
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	令和 年 月 日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和 年 月 日	
9	登録販売者試験	保健医療部	令和6年1月17日 ～	13
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和6年2月16日	
10	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和 年 月 日 ～	0
	総合得点	営農支援課	令和 年 月 日	
11	農業機械士認定試験	農林水産部	令和 年 月 日 ～	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	令和 年 月 日	
12	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和 年 月 日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	令和 年 月 日	
13	農業大学校入学試験	農林水産部	令和 年 月 日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	令和 年 月 日	
14	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和5年11月30日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和6年1月4日	
15	採石業務管理者試験	商工労働部	令和5年11月2日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和5年12月1日	
16	技能検定試験	商工労働部	令和5年9月29日～令和5年10月27日	1
	科目別得点	労働政策課	令和6年3月8日～令和6年4月8日	2
17	技能検定試験	商工労働部	令和5年9月29日～令和5年10月27日	0
	科目別得点	宮古事務所	令和6年3月8日～令和6年4月8日	0

整理 番号	試 験 等 の 名 称	担 当 部 局 課室所等 (R5)	提供実施期間	提供件数
	提 供 し た 内 容			
18	技能検定試験	商工労働部	令和5年9月29日～令和5年10月27日	0
	科目別得点	八重山事務所	令和6年3月8日～令和6年4月8日	0
19	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和 年 月 日	
20	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和5年5月24日	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和6年3月31日	
21	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和5年9月8日	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和6年3月31日	
22	職業能力開発校修了試験	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
23	技能照査	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
24	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
25	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
26	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	令和 年 月 日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
27	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	令和 年 月 日	実施無し
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和 年 月 日	
28	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和5年4月3日	125
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和6年3月29日	
29	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和5年4月3日	38
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和6年3月29日	
30	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和5年4月3日	12
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和6年3月29日	
31	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和5年4月3日	148
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和6年3月29日	
32	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和5年4月3日	34
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和6年3月29日	
33	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和5年4月3日	6
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和6年3月29日	
34	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和5年4月3日	3
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和6年3月29日	

整理 番号	試 験 等 の 名 称	担 当 部 局 課室所等 (R5)	提供実施期間	提供件数
	提 供 し た 内 容			
35	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和5年4月3日 ～	6
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和6年3月29日	
36	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A)	14
			令和5年4月3日 ～	
			令和6年3月29日	
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	(警察官A臨時)	実施なし
			令和5年4月3日 ～	
			令和6年3月29日	
37	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A)	57
			令和5年4月3日 ～	
			令和6年3月29日	
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	(警察官A臨時)	実施なし
			令和5年4月3日 ～	
			令和6年3月29日	
38	沖縄県教育委員会職員（学芸員、専門員）採用選考試験	教育委員会	令和5年8月30日 ～	2
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課	令和6年3月29日	
39	沖縄県教育委員会職員（船員）採用選考試験	教育委員会		0
	試験の総合得点及び順位	教育庁学校人事課		
40	沖縄県立中学校の入学決定	教育委員会	令和6年1月10日 ～	0
	適正検査、学校独自検査（沖縄県立中学校入学決定方針（平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定））及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校	令和6年2月6日	
41	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学選抜	教育委員会	令和5年4月1日～令和5年5月1日	683
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	令和6年3月27日～令和6年3月30日	
42	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学選抜	教育委員会	令和6年2月13日 ～	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校	令和6年3月13日	
43	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学選抜	教育委員会	令和5年4月3日～令和5年5月1日	23
	学力検査等の検査別得点及び合計得点	各県立高等特別支援学校	令和6年3月27日～令和6年3月29日	
44	職員選考採用試験（第1回薬剤師）	病院事業局	令和5年6月21日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和6年3月31日	
45	職員選考採用試験（看護師等）	病院事業局	令和5年8月7日 ～	9
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和6年3月31日	

整理 番号	試 験 等 の 名 称	担 当 部 局 課室所等 (R5)	提供実施期間	提供件数
	提 供 し た 内 容			
46	職員選考採用試験（第2回薬剤師）	病院事業局	令和6年1月9日 ～	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和6年3月31日	
47	職員選考採用試験（第3回薬剤師）	病院事業局	令和 年 月 日 ～	実施なし
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課	令和 年 月 日	
48	沖縄県立芸術大学入学試験（一般選抜）	沖縄県立芸術大学	令和5年4月14日 ～	23
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年5月15日	
49	沖縄県立芸術大学入学試験（R5学校推薦型選抜）	沖縄県立芸術大学	令和5年4月14日 ～	12
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年5月15日	
50	沖縄県立芸術大学入学試験（R6学校推薦型選抜）	沖縄県立芸術大学	令和5年12月4日 ～	3
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年12月28日	
51	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科9月試験）	沖縄県立芸術大学	令和5年10月2日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年11月6日	
52	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科2月試験）	沖縄県立芸術大学	令和6年3月4日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年4月1日	
53	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院音楽芸術研究科3月試験）	沖縄県立芸術大学	令和5年4月16日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年5月15日	
54	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院音楽芸術研究科）	沖縄県立芸術大学	令和5年11月13日 ～	11
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和5年12月12日	
55	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院芸術文化学研究科（後期博士課程））	沖縄県立芸術大学	令和6年3月11日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年4月10日	
56	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和5年10月2日 ～	4
	第1次試験の得点及び順位	総務課	令和5年10月16日	
57	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和5年12月1日 ～	1
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和5年12月18日	
58	沖縄県立看護大学入学試験（一般選抜試験）	沖縄県立看護大学	令和5年4月24日 ～	29
	大学入学共通テスト及び個別学力試験の得点並びに合計得点	学務課	令和5年5月23日	
59	公立大学法人沖縄県立看護大学職員採用試験	沖縄県立看護大学	令和5年10月2日 ～	3
	第1次試験の得点及び順位	総務課	令和5年10月16日	
60	公立大学法人沖縄県立看護大学職員採用試験	沖縄県立看護大学	令和5年11月10日 ～	3
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和5年11月27日	

4 個人情報の請求処理状況

(1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位:件)

			平成31年度（令和元年度）			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
請 求 件 数			272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561	140		140
処 理 状 況	決 定 内 容	開 示	124	2,487	2,611	72	2,459	2,531	68	1,311	1,379	32	1,407	1,439	16		16
		部 分 開 示	124	0	124	132	0	132	163	0	163	111	0	111	118		118
		不 開 示	7	0	7	6	0	6	3	0	3	5	0	5	4		4
		不 存 在	21	0	21	4	0	4	14	0	14	13	0	13	7		7
		小 計	276	2,487	2,763	214	2,459	2,673	248	1,311	1,559	161	1,407	1,568	145		145
	取 下 げ	3	0	3	3	0	3	5	0	5	2	0	2	3	3		
	検 討 中	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計			280	2,487	2,767	217	2,459	2,676	253	1,311	1,564	163	1,407	1,570	148	148	

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位:件)

区 分			平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訂 正 請 求	請 求 件 数		2	0	1	0	1
	処 理 状 況	訂 正	1	0	0	0	0
		不 訂 正	1	0	1	0	1
利 用 停 止 請 求	請 求 件 数		0	0	0	0	1
	処 理 状 況	利 用 停 止	0	0	0	0	0
		利 用 不 停 止	0	0	0	0	1
苦 情 申 出	受 付 件 数		4	0	3	4	4
	処 理		4	0	3	4	4

5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表 6 不開示事項別の該当件数

(単位：件)

区 分	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号 法令秘情報	0	9	2	3
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報	8	1	5	1
第3号 個人に関する情報	119	130	156	107
第4号 法人等に関する情報	1	5	2	3
第5号 公共の安全等に関する情報	6	66	24	22
第6号 評価等に関する情報	9	13	8	23
第7号 審議、検討等に関する情報	0	8	5	3
第8号 事務又は事業に関する情報	99	118	71	55
第9号 本人の利益と相反する情報	1	3	1	0
合 計	243	353	274	217

(単位：件)

区 分	令和5年度
第1号 本人の生命等を害するおそれのある情報	3
第2号 個人に関する情報	113
第3号 法人等に関する情報	6
第4号 国の安全等に関する情報	0
第5号 公共の安全等に関する情報	24
第6号 審議、検討等に関する情報	5
第7号 事務又は事業に関する情報	85
合 計	236

(注) 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあるため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

(注) 令和4年度までは沖縄県個人情報保護条例第15条、令和5年度以降は個人情報の保護に関する法律第78条の適用による。

6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

区分 年度	不服 申立	取下げ	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				(単位：件)		
				審議 回数	答申	認容		棄却	却下	重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
						全部	一部			諮問	答申	
H31(R1)	9 (0)	0	9 (0)	11	8 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	13 (11)	13 (11)	11
R2	3 (1)	0	3 (1)	8	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	8
R3	13 (3)	1	11 (0)	9	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	9
R4	10 (8)	0	9 (7)	9	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	9
R5	9 (6)	0	9 (5)	9	7 (4)	0 (0)	2 (1)	5 (3)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	9

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

- 平成31年度（令和元年度）の審査請求に係る諮問済9件について、8件について答申した。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和2年度の審査請求に係る諮問済3件全てについて答申した。
この他、重要事項2件（目的外提供1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和3年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、4件について答申した。
この他、重要事項3件（目的外提供1件、目的外利用1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、目的外利用1件）について答申した。
- 令和4年度の審査請求に係る諮問済9件について、3件答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しないが、諮問された4件について答申した。）。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）について答申した。
- 令和5年度の審査請求に係る諮問済9件について、7件答申した。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件、管理要綱制定1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、管理要綱制定1件）について答申した。

7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として沖縄県個人情報保護審査会設置条例第1条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、令和5年度の審査会開催回数は9回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（会長以外は五十音順）

任期：令和5年2月27日～令和7年2月26日（2年）（令和6年3月31日現在）

氏 名	役 職 等	備 考
安井 琢磨	弁護士	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	会長職務代理者
尾辻 克敏	弁護士	
島袋 彩子	フリーアナウンサー	
西山 千絵	琉球大学准教授	

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和5年5月25日	第206回	(1) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求）
令和5年7月7日	第207回	(1) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (6) 「沖縄県個人情報保護審査会運営要領」の制定について
令和5年8月22日	第208回	(1) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求） (2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求）

令和5年9月26日	第209回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第35号（特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (7) 沖公委（地）第128号（特定日に特定人から通報を受けて臨場した警察官の対応記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (8) 沖公委（鑑）第5号・沖公委（捜一）第11号（特定期間の「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に係る開示請求権の法適用除外による不開示決定に対する審査請求）
令和5年10月31日	第210回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (9) 【重】沖縄県諮問企第3号（「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について）
令和5年11月27日	第211回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (7) 沖公委（地）第128号（特定日に特定人から通報を受けて臨場した警察官の対応記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (8) 沖公委（鑑）第5号・沖公委（捜一）第11号（特定期間の「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に係る開示請求権の法適用除外による不開示決定に対する審査請求）

		(9) 【重】沖縄県諮問企第3号（「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について）
令和5年12月22日	第212回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (10) 【重】沖縄県諮問総第4号（知事が保有する個人情報等の管理要綱の制定について）
令和6年1月25日	第213回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 教育長諮問第2号（沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求） (7) 沖公委（地）第128号（特定日に特定人から通報を受けて臨場した警察官の対応記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (8) 沖公委（鑑）第5号・沖公委（捜一）第11号（特定期間の「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に係る開示請求権の法適用除外による不開示決定に対する審査請求）
令和6年3月14日	第214回	(2) 沖縄県諮問総第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (3) 沖縄県諮問総第8号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (11) 沖公委（監）第12号（私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求）

※【重】は重要事項の諮問に係る審議を示す。重要事項とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るために必要な事項等をいう。

8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て 年 月 日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第 15条各号 等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	R4. 1. 7 警察本部長 生活安全企画課 (沖公委(生 企)第111号)	保護取扱簿	① R3. 12. 1 ② R3. 12. 9 ③ 部分開示	第15条 第3号 第15条 第8号	警部補以下の職員氏 名 開示請求者以外の個 人に関する情報 事務又は事業に関す る情報	①R4. 7. 29 ②R5. 4. 17 ③第105号 ④部分開示決定につい ては、妥当である。	①R5. 6. 16 ②棄却	
2	R3. 10. 11 知事 青少年・子ども 家庭課 (沖縄県諮問子 第10号)	審査会議事録 照会事項の回答	① R3. 8. 23 ② R3. 10. 4 ③ 部分開示、 不開示、不開 示(不存在)	第15条 第3号 第15条 第7号 第15条 第8号 不存在	開示請求者以外の個 人に関する情報 審議、検討等に関す る情報 事務又は事業に関す る情報 父親との記録等につ いては不存在	①R4. 2. 3 ②R5. 9. 1 ③第106号 ④一部の特定文書に係 る部分開示決定及び不 存在による不開示決定 については概ね妥当で あるが、当該特定文書 の不開示部分のうち、 別表に記載された「開 示すべきとする部分」 に記載の箇所について は開示すべきである。 本件処分のうちその余 の処分において不開示 部分を不開示とした決 定については、結論に おいて妥当である。	①R5. 9. 6 ②一部認容	
3	R4. 6. 15 警察本部長 広報相談課 (沖公委(広 相)第35号)	特定署へ宅配便等 で送ったカルテ等	① R4. 3. 29 ② R4. 4. 18 ③ 不開示(不 存在)	不存在	請求に関する記録は 不存在	①R4. 10. 28 ②R5. 10. 3 ③第107号 ④不開示決定につい ては、妥当である。	①R6. 5. 23 ②棄却	
4	R5. 3. 28 教育委員会 学校人事課 (沖縄県教育委 員会教育長諮問 第2号)	沖縄県公立学校管 理職候補者選考試 験1次合否判定資 料 沖縄県公立学校管 理職候補者選考試 験2次合否判定資 料 (令和2年度実 施・令和3年度実 施・令和4年度実 施)	① R5. 1. 9 ② R5. 1. 31 ③ 不開示、不 開示(不存 在)	第15条 第6号 不存在	評価等に関する情報 書類選考の得点と順 位は不存在	①R5. 6. 9 ②R6. 1. 31 ③第110号 ④別表の「新たに開示 できるとした部分」に 記載された箇所は開示 すべきである。	①R6. 2. 7 ②一部認容	
5	R5. 5. 8 警察本部長 地域課 (沖公委(地) 第128号)	行政報告書	① R5. 3. 6 ② R5. 3. 20 ③ 部分開示	第15条 第3号	警部補以下の職員氏 名 開示請求者以外の個 人に関する情報	①R5. 9. 8 ②R6. 1. 31 ③第111号 ④部分開示決定につ いては、妥当である。	①R6. 3. 14 ②棄却	
6	R5. 6. 15 警察本部長 鑑識課・捜査第 一課 (沖公委(鑑) 第5号・沖公委 (捜一)第11 号)	私の逮捕歴(年月 日)と罪状(被疑 事実)	① R5. 5. 23 ② R5. 6. 12 ③ 不開示	(個人情報 保護法) 第124条 第1項	開示請求情報は法第 124条第1項に該当す る情報であり、法第 5章第4節の規定が 適用されないことから、保有個人情報不 開示決定となる。	①R5. 9. 8 ②R6. 1. 31 ③第112号 ④不開示決定につい ては妥当である。	①R6. 3. 14 ②棄却	

整理 番号	不服申立て 年 月 日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第 15条各号 等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
7	R3. 8. 20	総務私学課における特定中学校におけるいじめ問題への対応及び学校との記録	① R3. 6. 28 ② R3. 8. 11 ③ 部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R4. 2. 28 ②R6. 3. 29 ③第113号 ④部分開示決定については、妥当である。	① ②	
	知事 総務私学課 (沖縄県諮問総 第7号)							
8	R3. 10. 29	総務私学課における特定中学校におけるいじめ問題への対応及び青少年・子ども家庭課との記録、学校との記録	① R3. 8. 23 ② R3. 10. 6 ③ 部分開示	第15条 第3号 第15条 第6号 第15条 第7号	開示請求者以外の個人に関する情報 評価等に関する情報 審議、検討等に関する情報	①R4. 2. 28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	知事 総務私学課 (沖縄県諮問総 第8号)							
9	R5. 10. 19	※訂正請求	① R5. 7. 28 ② R5. 8. 28 ③ 不訂正	訂正請求 とは認め られない	申出の箇所(誓約書の自筆部分)については、令和1年5月27日に請求者が記載した正確な年月日、住所、氏名であり、保有個人情報の内容の不備は認められない。	①R6. 1. 25 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	警察本部長 人身安全対策課 (沖公委(監) 第12号)	警告書及び誓約書						

9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

沖縄県個人情報保護審査会答申第 105 号 概要

①件 名	特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年12月 1 日（受理：令和 3 年12月 1 日）
③実 施 機 関	沖縄県警察本部長（生活安全部 生活安全企画課）
④決 定 年 月 日	令和 3 年12月 9 日（沖生企第10728号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定
⑥決 定 理 由	(1) 条例第15条第 3 号（警部補以下の職員氏名）に該当 開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして「沖縄県個人情報保護条例施行規則」第 1 条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）で定める職に該当することから不開示とする。 (2) 条例第15条第 3 号（第三者の個人情報）に該当 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。 (3) 条例第15条第 8 号に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和 4 年 1 月 7 日（受理：令和 4 年 1 月 7 日）
⑧審査請求の趣旨	開示請求書の内容が黒く塗りつぶされた部分について極力開示してほしいため、開示請求した保護取扱簿の内容に関して再調査と開示に関しての再審査を請求したい。
⑨審査請求の理由	保護取扱簿の「①保護の区別」欄に記載されている内容は事実と異なる。 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由の欄に事実とは異なる記載がされており、請求人を不当逮捕した警察官らを特別公務員職権乱用罪で刑事告訴をしたい等のため、正確な記録が必要なので開示請求書の内容の黒く塗りつぶされた部分を極力開示してほしい。
⑩諮 問 年 月 日	令和 4 年 7 月29日（沖公委（生企）第111号）
⑪答 申 年 月 日	令和 5 年 4 月17日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年12月 9 日付け沖生企第10728号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） (1) 本件請求等について 審査請求人は実施機関に対し、特定日に特定警察署に保護された記録について開示請求を行い、実施機関は「保護取扱簿」を対象文書として特定し、部分開示決定とする処分を行った。 これに対し、審査請求人は「保護取扱簿の内容に関して再調査と開示に

関しての再審査を請求したい。」「開示請求の内容の黒く塗りつぶされた部分を極力開示してほしい。」等と主張し、反論書においては対象文書の全部開示を求めている。

実施機関は本件処分における不開示部分については、条例第15条第3号及び第8号に該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、保護取扱簿を見分した結果を踏まえ、実施機関が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第15条第3号（警部補以下の職員氏名）の不開示情報該当性について

審査会において、実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、警部補以下の職員の氏名及び印影の情報が記載されていることを確認した。

実施機関の主張のとおり、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職の職員の氏名については、これを開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例施行規則第1条で定められていることから、実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第15条第3号（第三者の個人情報）の不開示情報該当性について

実施機関は条例第15条第3号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすることが規定されており、「通報者が通報時に警察官に述べた内容」はこれに該当し、開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあること、さらに条例第15条第3号アに規定された慣行として知り得る情報にも該当しないことから、不開示情報に該当する旨説明する。

審査会において、実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、通報者が通報時に警察官に述べた情報が記載されていることを確認した。

実施機関の主張のとおり、当該情報は請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また慣行として知り得る情報にも該当しないことから、実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当である。

(4) 条例第15条第8号の不開示情報該当性について

実施機関は、同号により不開示とした部分は、保護現場において、警察官が要保護者の言動等を調査、観察し同言動等に対する客観的な評価や判断を行った警察の保護業務における事務又は事業に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなった場合、現場で職務執行に当たる警察官が、今後の保護業務において本来客観的かつ率直に表現すべき

評価や判断の情報に関し、慎重な表現を模索するあまり消極的な表現にとどまるなど、適正な保護業務に著しい支障が生じることとなる旨等を説明する。

審査会において実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、当該情報は、警察官が審査請求人の言動等を調査、観察し同言動等に対する客観的な評価を行った保護業務における事務又は事業に関するものであることが確認され、当該情報の内容が開示されることにより、客観的かつ率直に表現すべき保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとして当該情報を不開示と判断したことは妥当である。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 106 号 概要

①件 名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年 8 月 23 日（受理：令和 3 年 8 月 23 日）
③実 施 機 関	沖縄県知事（子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課）
④決 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 4 日（子青第 661 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定、保有個人情報不開示決定
⑥決 定 理 由	○保有個人情報部分開示決定 条例第 15 条第 3 号：部分開示とした箇所（令和 2 年度第 1 回いじめによる重大事態再調査部会議事録）には開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているため。 条例第 15 条第 7 号：部分開示（全議事録）としたのは部会員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。 条例第 15 条第 8 号：当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ○保有個人情報不開示決定 条例第 15 条第 8 号：特定した文書については、審議内容にかかる資料であり、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 19 条第 2 項：請求内容の括弧書きに例示されている父親との記録、青少年子ども家庭課会議記録、私学課との記録、その他については不存在のため。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 10 月 11 日
⑧審査請求の趣旨	重大ないじめ事件であるため、真摯に受け止め対応するように。（全部開示、部分開示）
⑨審査請求理由要旨	調査報告は発表しているので、特定弁護士の回答は開示してもよい。
⑩諮 問 年 月 日	令和 4 年 2 月 3 日（沖縄県諮問子第 10 号）
⑪答 申 年 月 日	令和 5 年 9 月 1 日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和 3 年 10 月 4 日付け子青第 661 号による保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、審査請求人が出席した特定会議の議事録（以下、「特定議事録」という。）に係る保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報不存在による不開示決定については概ね妥当であるが、特定議事録の不開示部分のうち、別表に記載された「審査会の判断」の「開示すべきとする部分」に記載の箇所については開示すべきである。 本件処分のうちその余の処分において不開示部分を不開示とした決定については、結論において妥当である。 ○審査会の判断理由（概要）

1 保有個人情報の特定について

当審査会において、実施機関が特定した公文書（以下「特定文書」という。）を見分したところ、特定文書のうち、「令和２年度第２回いじめによる重大事態再調査部会議事録」（以下「令和２年度第２回会議議事録」という。）については、審査請求人が出席した会議の議事録であることから、審査請求人の個人情報といえるが、令和２年度第２回会議議事録以外の特定文書については、審査請求人に係る個人情報であるとは判断できない。

したがって、「令和２年度第２回会議議事録」以外の特定文書は特定すべき文書ではなく、審査請求人に開示されるべき情報ではないため、審査会ではまず、令和２年度第２回会議議事録に係る不開示情報の該当性について検討を行うこととする。

2 令和２年度第２回会議議事録に係る部分開示決定の妥当性について

審査会において、実施機関に対し、令和２年度第２回会議議事録に係る不開示情報の該当性について改めて確認したところ、別表の「実施機関の判断」のうち「新たに開示できると判断した箇所」に記載された部分については新たに開示することとするが、その他の不開示とした部分については原処分どおり条例第15条第７号及び第８号に該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について以下のとおり検討する。

(1) 条例第15条第７号の不開示情報該当性について

実施機関は、議事録の全てを開示することにより、審議における議論の変遷や個々の委員の発言の多寡、発言内容により審議過程の一部のみを捉えて、委員に対する一方的な非難がなされる等により委員の自由かつ率直な意見の交換を差し控えるおそれ等があり、また、調査審議は個別の案件が発生する毎に反復して行われるため、審議された対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになることは今後、同種事案の意思決定に不当な影響を与えるおそれがある旨説明する。

当審査会において実施機関が主張する条例第15条第７号の不開示情報を見分したところ、これを開示することによって生ずるおそれについては実施機関の主張のとおりであると概ね認められることから、実施機関が条例第15条第７号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは概ね妥当である。

(2) 条例第15条第８号の不開示情報該当性について

当審査会において本件情報を見分したところ、当該情報は審議会の進行に係る情報であったり、関係児童や本件とは直接関係のない者の

個人の行動その他のプライベートな情報を含むものであることが確認され、当該情報を公開すれば今後、同様ないじめ事案において関係者等から協力を得られなくなるおそれがあることに加え、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられることから、実施機関の主張のとおりと概ね認められる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとして、本件不開示情報を不開示としたことは概ね妥当である。

(3) 開示すべき部分について

令和2年度第2回会議議事録に係る条例第15条第7号及び同条第8号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当である。

しかしながら、当該議事録の左側に記載された発言委員の「役職名」については、実施機関が不開示の理由とする条例第15条第7号又は同条第8号に該当するものとは認められないため開示すべきであり、実施機関が追加で開示できるとした部分と合わせて、別表の「審査会の判断」で「開示すべきとする部分」に記載された箇所については、開示すべきである。

3 令和2年度第2回会議議事録以外の特定文書に係る部分開示決定及び不開示決定の妥当性について

令和2年度第2回会議議事録以外の特定文書（以下「対象外文書」という。）については、本件審査請求人の子の個人情報であり、審査請求人の個人情報とは認められないため、本件請求の対象外とすべき文書であった。

しかしながら、行政不服審査法第48条は不利益変更を禁止していることから、既に開示された部分については当審査会は判断せず、不開示部分のみの妥当性の判断を行うこととした。

実施機関が対象外文書について不開示とした部分については、審査請求人の子の個人情報であることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。

4 不存在による不開示決定の妥当性について

本件請求のうち、審査請求人及び特定課との記録、その他の記録の情報について、実施機関は不存在であることを理由として不開示としている。

審査会において実施機関に対し、改めて当該情報の保有の有無を確認したところ、これらの文書については作成・取得しておらず、保有していないとのことであった。実施機関の上記説明に不合理、不自然な点はなく、実施機関の判断は妥当であると認められる。

5 付言

なお、本件に先行して審査請求人は実施機関に対して、自身の子の法定代理人として、本件と同様の保有個人情報開示請求を行い、部分的ながら子の個人情報の開示を受けている。

そして本件開示請求において、実施機関は開示請求の主体が別であることを認識しながらも、既に関示されているとの理由をもって、審査請求人に同じ内容の個人情報を開示しているところである。

しかしながら、開示請求の主体が異なれば、対象となる保有個人情報の「特定」の捉え方や、同じ特定文書においても開示決定の範囲が異なる余地が生じると解されるため、本件の実施機関の判断は適切ではない。

今後、実施機関においては対象となる保有個人情報と同じような開示請求が同時期になされた場合においても、開示請求主体の別を踏まえた適切な開示決定を行うよう強く要望する。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 107 号 概要

①件名	特定年に特定署へ宅配便等で送ったカルテ等に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 4 年 3 月 29 日（受理：令和 4 年 4 月 4 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部 広報相談課）
④決定年月日	令和 4 年 4 月 18 日（沖広相第1510号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	開示請求人が求める記録を検索した結果、保有していないため。
⑦審査請求年月日	令和 4 年 6 月 15 日
⑧審査請求の趣旨	「保有個人情報不開示決定の処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	審査請求人は特定日の特定場での事故でケガを負い、適用された労災保険で沖縄県内クリニック、病院を通院してきた。 特定署に送付した資料（以下「本件請求文書」と総称する。）は、審査請求人の通院記録である。そして、通院したクリニック、病院全てが不正である。 特定署長あてに通院記録を送っており、審査請求人の手元には送り状、お届け通知が存在する。 本件労災事故の管轄は労働基準監督署であるが、あらゆる事件を取り扱うのは警察、地検である。警察署長、沖縄警察本部長に対する行政処分を求める。公正公平な捜査が行われていない結果である。
⑩諮問年月日	令和 4 年 10 月 28 日（沖公委（広相）第35号）
⑪答申年月日	令和 5 年 10 月 3 日
⑫答申内容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 4 年 4 月 18 日付け沖広相第1510号による保有個人情報不開示決定については、妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） 本件では、審査請求人から宅配便やゆうパックの伝票等の写しが提出されている。この点を踏まえ、審査会は実施機関に対し、特定署において本件請求文書を受領した可能性はないか、また、本件請求文書の保有の有無について改めて確認を行った。 特定署では、送付された文書を受理せずに返却する場合は切手を使用した郵送により返却しており、切手使用に際しては「郵便切手出納簿受払簿」に記載することを審査会として新たに確認した。しかしながら、「郵便切手出納簿受払簿」の保存期間は 5 年であり、保存期間経過後は廃棄手続が行われているとのことであった。 また、実施機関の説明によると、審査請求人から特定署に本件請求文書が送付された可能性は否定できないが、実施機関において本件請求文書の保有について検索を行ったところ、本件請求文書に該当するようなものは保有し

ていないとのことであった。

本件請求文書を保有していないとする実施機関の上記説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書は存在しないものと認められることから、実施機関の判断は妥当である。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 108 号 概要

①件名	「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（企画部 市町村課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に該当
④諮問年月日	令和 5 年 10 月 16 日（沖縄県諮問企第 3 号）
⑤答申年月日	令和 5 年 12 月 1 日
⑥答申内容	○審査会の結論 住民基本台帳ネットワークシステムに関する特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）（以下「評価書案」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）第 10 の 1 (2) に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。 ○審査会の判断理由（概要） (1) 適合性について 指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。 (2) 妥当性について 保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的であり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいても、特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを特定し、その特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載されており、適切である。 (3) 審査会の意見について 当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。 評価書案においては、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。ただし、情報システムへの不正アクセスは日常的に行われていることから、個人情報の持ち出しや破壊活動が行われないよう、保守点検や人的管理は日常的に行うよう努めて頂きたい。 今後も、特定個人情報を扱う委託先を含めた従事者に対する適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的の実施し、ヒヤリハットの様な事案については関係者間で研修や情報共有を行うなど、情報セキュリティの遵守に万全を期すよう要望する。 また、特定個人情報保護評価書は公表した後、定期的に再評価の実施に努めなければならないことから、公表した時点から 5 年を経過する前に再評価の実施に努めて頂きたい。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 109 号 概要

①件 名	知事が保有する個人情報等の管理要綱の制定について
②実 施 機 関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮 問 理 由	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に基づき知事が保有個人情報の安全管理のために講じる措置の基準を規定する、「知事が保有する個人情報等の管理要綱」の制定について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。
④諮 問 年 月 日	令和5年12月18日（沖縄県諮問総第4号）
⑤答 申 年 月 日	令和5年12月25日
⑥答 申 内 容	○審査会の結論 知事が保有する個人情報等の管理要綱については、保有個人情報等（知事の保有する個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報（当該仮名加工情報又は匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を含む。）の安全管理措置を講ずるうえで、必要かつ適切なものであり、適当である。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 110 号 概要

①件名	沖縄県公立学校管理職候補者選考試験に係る合否判定資料の不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 1 月 9 日（受理：令和 5 年 1 月 23 日）
③実施機関	沖縄県教育委員会（教育庁 学校人事課）
④決定年月日	令和 5 年 1 月 31 日（教人第 1735 号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 6 号：選考に係る個人の評価等を開示することで、選考試験の適正な実施に支障が生じるため。 保有個人情報の不存在：「書類選考の得点と順位」については不存在のため。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 3 月 28 日
⑧審査請求の趣旨	「1 次合否判定資料」「2 次合否判定資料」について開示すべきである。
⑨審査請求理由要旨	選考試験は競争試験と違い、単に得点や順位で選考されるものでないことは理解している。 県教委は条例第 15 条第 6 号を根拠に「選考試験の適正な実施に支障が生じる」として不開示決定しているが、実施済みの選考試験の結果を開示することで、選考試験の適正な実施にどのような「著しい」支障が生じるのか、説明されておらず理解することができない。 選考試験の結果は合格と不合格しか通知されず、多大な労力を注いで挑んだ自らの選考試験結果について、何ができていて何が不十分だったのかを理解することは、今後の資質能力の向上や現在の業務を高い意欲をもって遂行する上で極めて重要である。
⑩諮問年月日	令和 5 年 6 月 9 日（沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 1 月 31 日
⑫答申内容	○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 1 月 31 日付け教人第 1735 号による保有個人情報不開示決定（不存在による不開示決定を除く。以下「本件処分」という。）のうち、実施機関が特定した文書について、別表の「新たに開示できるとした部分」に記載された箇所は開示すべきである。 ○審査会の判断理由（概要） 審査請求人は、審査請求の趣旨として、本件特定文書「1 次合否判定資料」及び「2 次合否判定資料」を開示すべきとしており、不存在による不開示決定については審査請求の対象としていないことから、本件特定文書に係る不開示決定の妥当性のみについて判断する。 条例第 15 条第 6 号の不開示情報該当性について 実施機関は、選考試験は一般の職員採用試験と異なり、内部の人事管理

に関する試験であり、特殊性があること、また、本件特定文書には合否判定に用いる各種評価が記載されており、これを本人に開示すれば、今後の選考試験実施において、各種評価の評価者が適正な評価を行えなくなるなど、選考試験における正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当するとして不開示とした旨説明する。

審査会において、本件特定文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、選考試験は職員の内部の人事管理に関する試験であるという特殊性があることから、当該文書を全て開示することにより、各種評価の評価者が萎縮するなど、適正な評価を行えなくなる支障が生じるおそれについては概ね認められる。

しかしながら、本件特定文書のうち論文試験に係る情報については、審査請求人が主張するとおり、論文試験の結果を受験者本人へ開示することにより評価者が特定されるおそれはなく、今後の選考試験の適正な遂行に支障が生じるおそれはないものと考えられる。このことから、審査会は実施機関に対し、当該情報を含め、本件特定文書のうち部分的に開示できる情報がないかどうか改めて確認を求めた。

その結果、実施機関からは、論文試験に係る情報のほか試験の順位等、別表の「新たに開示できるとした部分」（以下「別表の情報」という。）については開示できる旨の回答があった。

審査会においても、別表の情報について確認したところ、当該情報は条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当せず、開示が妥当であると判断する。

また、別表の情報以外の不開示情報については、条例第 15 条第 6 号に該当し、不開示が妥当であると判断する。

したがって、本件特定文書に係る条例第 15 条第 6 号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当である。

しかしながら、別表の情報については、開示請求者に開示しても、今後の選考試験の実施に何ら支障が生じるものではなく、実施機関が不開示の理由とする条例第 15 条第 6 号に該当するものとは認められないため開示すべきである。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 111 号 概要

①件名	特定日に特定人から通報を受けて臨場した警察官の対応記録に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 3 月 6 日（受理：令和 5 年 3 月 8 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（地域部地域課）
④決定年月日	令和 5 年 3 月 20 日（沖地第 1677 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	(1) 条例第 15 条第 3 号（警部補以下の職員等）に該当 開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県個人情報保護条例施行規則第 1 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。 (2) 条例第 15 条第 3 号（個人情報）に該当 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 5 月 8 日（受理：令和 5 年 5 月 8 日）
⑧審査請求の趣旨	開示請求に対する部分開示決定に不服があるので、審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	(1) 本件特定文書の「トラブルの取扱いについて」と題する書面「4 状況」の黒塗り部分 3 番目については、その下行に「相手当事者へ訴え人からの聴取内容を伝えた」とされており、審査請求人は、訴え人からの聴取内容を警察官から知らされていることから、不開示理由の「開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがある」は矛盾しており、開示されるべきである。 (2) 一般市民の審査請求人には逮捕の「脅し」若しくは債権回収の「思いとどまらせ」に思えた警察官の「不退去罪に抵触する恐れがある」と云う警告もどきの根拠が「4 状況」の 2 番目の黒塗り部分にあるとすれば、訴え人の債務逃れのために警察通報が利用され、当事者双方が引きはなされた状況下では、訴え人による虚偽申告があった疑いが残る。 よって黒塗り 2 番目の部分は特段の事情による開示が審査請求人には必要である。
⑩諮問年月日	令和 5 年 9 月 8 日（沖公委（地）第 128 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 1 月 31 日
⑫答申内容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 3 月 20 日付け沖地第 1677 号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） 審査請求人は、本件特定文書の黒塗り 3 番目及び黒塗り 2 番目の不開示部

分（以下「当該情報」という。）を開示すべきとしており、その他の不開示部分については審査請求の開示対象としていない。審査会は、当該情報の不開示決定の妥当性について、次のとおり判断する。

審査会において、当該情報を見分したところ、当該情報には、訴え人が、臨場した警察官に説明した具体的な発言内容が記載されていることを確認した。

実施機関の主張のとおり、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、当該情報が開示されることにより、第三者の身体的安全、住居等の平穏等、個人の正当な権利利益を害するおそれがあることが認められることから、実施機関が条例第 15 条第 3 号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

なお、審査請求人は、訴え人からの聴取内容を警察官から知らされていることから、当該情報は、第三者の権利利益を不当に害するおそれはない旨を主張しているが、当該不開示情報である第三者の発言内容と審査請求人が警察官から伝えられた聴取内容が完全に一致すべきものであるとはいえない。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 112 号 概要

①件 名	特定期間の「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に係る開示請求権の法適用除外による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 5 月 23 日（受理：令和 5 年 5 月 29 日）
③実 施 機 関	沖縄県警察本部長（刑事部鑑識課、刑事部捜査第一課）
④決 定 年 月 日	令和 5 年 6 月 12 日（沖鑑第 2572 号・沖捜一第 1580 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報不開示決定
⑥決 定 理 由	開示請求情報は法第 124 条第 1 項に該当する情報であり、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない保有個人情報に該当することから、法第 82 条第 2 項の規定に基づき保有個人情報不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 6 月 15 日（受理：令和 5 年 6 月 19 日）
⑧審査請求の趣旨	開示請求に対する不開示決定に不服があるので、個人情報の保護に関する法律に基づき審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	不開示決定通知書記載の不開示理由は、「法務省本省における個人情報の保護法に基づく処分に係る審査基準（抜粋）」（以下「審査基準」という。）に照らして妥当でない。 審査基準による非開示の条件は「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報については、これらを開示請求等の対象とした場合に前科等が明らかになる可能性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置所や矯正施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その他の不利益となるおそれがある」場合であるが、本件請求項目の「逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」に関しては、請求人に不利益に働く懸念は全くない。
⑩諮 問 年 月 日	令和 5 年 9 月 8 日（沖公委（鑑）第 5 号・（捜一）第 11 号）
⑪答 申 年 月 日	令和 6 年 1 月 31 日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った令和 5 年 6 月 12 日付け沖捜一第 1580 号の保有個人情報不開示決定及び令和 5 年 6 月 12 日付け沖鑑第 2572 号の保有個人情報不開示決定については妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） 実施機関は、本件請求情報は法第 124 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当することから法第 5 章第 4 節の規定が適用されないとして不開示決定を行っていることから、法第 124 条第 1 項の該当性について検討する。 1 法第 124 条第 1 項の趣旨について 法第 124 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は適用しないことを規定しており、当該保有個人情報については、開示請求の

適用を除外している。

当該保有個人情報を開示請求の適用除外とした趣旨は、当該保有個人情報には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためとされている。

2 法第 124 条第 1 項の該当性

本件請求情報は、特定期間の特定署における「私の逮捕歴（年月日）と罪状（被疑事実）」とされている。

刑事訴訟法において「逮捕」とは、同法第 199 条に基づき検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「司法警察職員等」という。）が行う逮捕状による逮捕、同法第 210 条に基づき司法警察職員等が行う緊急逮捕及び同法第 213 条に基づき何人にも認められている現行犯逮捕が規定されている。刑事訴訟法第 213 条に基づき司法警察職員等以外の者が現行犯人を逮捕をした場合は、同法第 214 条により直ちにこれを検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならないこととされており、また、現行犯人が逮捕された場合には、同法第 216 条により同法第 199 条の規定が準用され、司法警察職員等により同条の逮捕と同様の手続が行われることとなる。

以上を踏まえると、実施機関における「逮捕」に係る保有個人情報は、刑事訴訟法により司法警察職員が行う処分に関する情報であり、本件請求情報は、法第 124 条第 1 項の「司法警察職員が行う処分に係る情報」に該当するものと認められる。

また、法第 124 条第 1 項の趣旨が、「逮捕歴」等を含む情報を開示請求の対象とすると、個人の前科等が明らかになること等により、その者の不利益になるおそれがあることから、当該情報を開示請求の対象から除外することであることから、本件請求情報が同項に該当する情報であることは明らかである。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として「法務省本省における個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準（抜粋）」を提示し、実施機関が示した不開示理由は、当該審査基準に照らして妥当でないとしている。審査請求人は、当該審査基準による（法第 124 条第 1 項の規定による）非開示の条件は、刑事事件に係る保有個人情報等について、これらを開示請求の対象とした場合に逮捕留置者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益となるおそれがある場合であり、本件については、請求人の不利益に働く懸念がないとしている。

しかしながら、法第 124 条第 1 項は、同項に規定する保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定の適用を除外する旨の規定であり、「不

	利益性がある場合」に適用される規定とはなっていない。また、審査請求人が提示した当該審査基準においても、審査請求人の示した趣旨であることは読み取れない。
--	---

沖縄県個人情報保護審査会答申第 113 号 概要

①件 名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年 6 月 28 日（受理：令和 3 年 6 月 28 日）
③実 施 機 関	沖縄県知事（沖縄県総務部総務私学課）
④決 定 年 月 日	令和 3 年 8 月 11 日（総総第 1446 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定
⑥決 定 理 由	条例第 15 条第 3 号：開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれているため。 条例第 15 条第 6 号：個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報が含まれており、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため。 条例第 15 条第 8 号：県が行う事務に関する情報が含まれており、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
⑦審査請求年月日	令和 3 年 8 月 20 日
⑧審査請求の趣旨	実際と異なる事が書かれているため黒塗りを消してほしい。開示していない書類もあると思う。
⑨審査請求理由要旨	黒塗りの部分に大切な事が書かれているので黒塗りを消して見せてほしい。他にも文科省とのやりとり、父親、他機関との資料を提出してほしい。
⑩諮 問 年 月 日	令和 4 年 2 月 28 日（沖縄県諮問総第 7 号）
⑪答 申 年 月 日	令和 6 年 3 月 29 日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年 8 月 11 日付け総総第 1446 号による保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。 ○審査会の判断理由（概要） 1 不開示理由の追加について 実施機関は本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書及び弁明書において、部分開示とする根拠規定について条例第 15 条第 3 号に該当するとしていた。 しかし、実施機関は、審査請求後、部分開示とする根拠規定は条例第 15 条第 3 号、第 6 号及び第 8 号であるとして、不開示理由を追加する旨を審査請求人に通知している。 不開示理由の付記（以下「理由付記」という。）は、条例第 22 条第 1 項により求められているところ、その趣旨は実施機関の判断の根拠を明らかにし、かつ、当該判断の慎重さと合理性を担保し、その恣意を抑制するものであると同時に、開示請求者に不開示理由を知らせることによ

って、開示請求者の審査請求に便宜を図る趣旨であると解される。

理由付記が条例による手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求の審議の段階になってから理由の追加や変更を安易に認めることは、理由付記の趣旨が滅却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、部分開示決定通知書に記載した不開示理由以外の主張が認められないとまではいえず、また、審査会において追加された不開示理由について審議しないまま答申を行った場合、実施機関が当該不開示理由により再度部分開示決定を行う可能性も否定できない。

そのため審査会は、審査請求人に対して実施機関の主張書面の写しを送付するとともに、不開示理由の追加について反論の機会を与えた上で審議をするものである。

2 本件処分の妥当性について

本件請求は、審査請求人が子の法定代理人として、特定の学校で発生した子のいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に係るすべての資料について、私立学校の所轄庁である実施機関に対し、保有個人情報を開示請求したものである。

実施機関は、本件請求に対し、別記に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、当該情報には条例第 15 条第 3 号、同条第 6 号及び同条第 8 号に該当するとして、部分開示決定を行ったことから、不開示部分に係る不開示情報該当性について検討する。

(1) 条例第 15 条第 3 号の不開示情報該当性について

審査会において、本件公文書を見分したところ、実施機関が条例第 15 条第 3 号の不開示情報に該当するとした部分については、実施機関の説明のとおり、学校関係者の職名、氏名、メールアドレスが記載されていることを確認した。当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、実施機関が条例第 15 条第 3 号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第 15 条第 6 号の不開示情報該当性について

審査会において、本件公文書のうち、実施機関が条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当するとした情報を見分したところ、当該情報は、本件いじめ事案に係る学校からの報告書等に記載された情報であり、子、保護者その他関係者の具体的な言動や様子等の機微な情報のほか、これらに対する学校や教員の認識や対応等、評価、判断に関する情報が含まれていることを確認した。当該情報を開示することにより、今後同様の事案において、学校や教員等が当事者等からの非難をおそれ、率直な記述を躊躇する等、公正な評価・判断が行えなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれについては概ね認められることから、実施機関が条例第 15 条第 6 号の不開示

情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(3) 条例第 15 条第 8 号の不開示情報該当性について

審査会において本件公文書のうち、実施機関が条例第 15 条第 8 号に該当するとした部分を見分したところ、当該情報は、同条第 6 号に該当するとした部分と概ね重複しており、学校から実施機関への報告書等において、子や保護者等の様子のほか、当該事案に係る学校側の認識や対応に係る情報等が記録された機微にわたる内容を含むものであることが確認できる。

実施機関は私立学校の所轄庁であり、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 31 条第 1 項により学校法人が設置する学校においていじめ重大事態が発生した旨の報告を受けることとなっており、また、同条第 2 項では、当該事案の対処等のため必要に応じて調査等を行うことができるとされている。

実施機関の説明のとおり、当該不開示情報を開示することにより、学校法人と所轄庁である実施機関の信頼関係が損なわれ、今後いじめ重大事態に関する正確な情報が県に報告されない場合には、いじめ防止対策推進法に定める県の適正な事務事業に支障が生ずるおそれは概ね認められる。したがって、実施機関が条例第 15 条第 8 号の不開示情報に該当するとして本件情報を不開示としたことは、概ね妥当である。

また、実施機関は、本件公文書に記載された実施機関の職員の内線電話番号及びメールアドレスについても条例第 15 条第 8 号に該当するとして不開示としている。当該情報は実施機関内部や関係機関との連絡に使用するものであり、開示することで実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 15 条第 8 号に該当し、不開示が妥当である。

(4) その他特定すべき文書の存在について

審査請求人は、審査請求の趣旨において「開示していない書類もあると思う。」とし、また、審査請求の理由において「他にも文科省とのやりとり、父親、他機関との資料を提出してほしい。」としていることから、審査会は、実施機関に対し、他に特定すべき文書は存在しないか改めて確認を行った。

実施機関は、本件公文書以外に特定すべき文書は保有していないとのことであった。

実施機関の上記説明に不自然・不合理な点はなく、本件公文書以外に特定すべき文書は存在しないものと認められる。

3 付言

実施機関が、審査請求が行われた後に、不開示理由を追加していることからすると、原処分時の不開示理由の精査が不十分であったと指摘せざるを得ない。

行政処分における理由付記の制度は、先に述べたとおり、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。そのため、審査請求が行われた後に不開示理由を追加・変更することは、個人情報の開示請求の運用上、適切なものではなく、実施機関は原処分時に不開示理由を十分に精査した上で、保有個人情報部分開示決定通知書等に記載しなければならない。

また、実施機関は本件請求に係る保有個人情報部分開示決定通知書の「実施機関が特定した保有個人情報の件名」欄（以下「件名欄」という。）に、「沖縄県総務私学課における〇〇中学校におけるいじめ問題への対応及び学校との記録について」と記載しており、特定した公文書の個別の名称を記載していない。

沖縄県個人情報保護事務取扱要綱（平成 20 年 2 月 15 日制定）において、保有個人情報部分開示決定通知書等の件名欄には、開示請求に係る保有個人情報として特定した公文書の名称を記載することとされ、複数の公文書を特定した場合は、それぞれの公文書の名称を記載することとしていることから、実施機関の記載は不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関は、保有個人情報の開示請求の制度趣旨に則り、慎重かつ適正な運用を行うよう強く要望する。

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度
令和5年度運用状況報告書
令和7年3月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2139
FAX. 098-866-2911